

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は株主の負託に応えることが企業経営の基本的使命であり、さらに顧客、従業員等の多くのステークホルダー(利害関係者)に対しても、それぞれの責任を果たしていく必要があると認識しております。そのためには、コーポレート・ガバナンスの強化、充実が不可欠であり、また有効に機能させることが企業価値を増大させるための経営上の重要な課題と考えております。

このような考えのもと、当社は経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と、組織内部のチェック体制およびリスク管理体制の強化、株主をはじめ社外に対する正確な情報発信による経営の透明性、さらに企業倫理の遵守による公正で健全な企業経営を基本にした経営システムを確立し運営してまいります。

また、当社のコーポレート・ガバナンス体制は原則として、当社の取締役がグループ子会社の代表取締役、取締役及び監査役を兼務しており、グループ子会社を含めた事業戦略策定、経営管理ならびに経営資源の最適配分を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
隈元 智子	626,500	15.90
佐藤 礼子	626,500	15.90
システムズ・デザイン社員持株会	143,200	3.63
株式会社みずほ銀行	100,000	2.54
三菱UFJ信託銀行株式会社	100,000	2.54
日本生命保険相互会社	80,000	2.03
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	70,000	1.78
寺田 匡志	66,100	1.68
細谷 徳男	60,000	1.52
川村 洋子	56,500	1.43

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
畠山 道子	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
畠山 道子	○	独立役員として指定しております。	畠山道子氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、途上国向け開発支援業務に長年携わり、豊富な経験と知識を有しており、その見識を活かして、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しているため、社外取締役として適切な選任であると考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社には、社長直属の組織として「内部監査室」が設置されております。監査役会との連携については、内部監査室監査と監査役監査との徒な重複を避け効率的な監査を実施するために、年度始めに両者協議し、それぞれの監査領域を定めた上で合同で監査計画を策定し、これに基づいてそれぞれの監査業務をおこなうこととしております。また、監査によって検出された事項（指摘・改善等の措置が伴った場合はこれらも含めて）については、相互に提供しあって今後の業務に資するようしております。その他適宜情報交換や、共同で各業務担当役員から業務の状況ヒアリング等を通じて、監査上の問題意識の共有に努めております。

当社は、会計を担当する監査法人としては、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人として選任し、監査契約を結んでおり、年度決算をはじめとして、適時会計監査を受けております。

また、監査役会と会計監査人とは常に綿密な連携を保ち、情報の共有と充分な意見交換がなされております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
下島 正	他の会社の出身者													○
深澤 公人	他の会社の出身者													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
下島 正	○	他の会社の非常勤監査役を兼務しております。また、独立役員として指定しております。	下島正氏は、弁護士としての資格を有することから法務の専門家として豊富な業務経歴を有しております。今後、コンプライアンスの維持、向上が益々重要であるとの観点から、社外監査役として適切な選任であると考えております。
深澤 公人	○	他の会社の非常勤監査役を兼務しております。また、独立役員として指定しております。	深澤公人氏は、税理士としての高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有すると思慮されることから、社外監査役として適切な選任であると考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3名
---	----

その他独立役員に関する事項

畠山道子氏は、途上国向け開発支援業務に長年携わり、豊富な経験と知識を有することから当社の取締役として選任されたものであり、当社との特別な利害関係もなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有すると判断しているため、独立役員として指定するものであります。

下島正氏は、弁護士の資格を有することから当社の監査役として選任されたものであり、当社との特別な利害関係もなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有していると判断しているため、独立役員として指定するものであります。

深澤公人氏は、税理士の資格を有することから当社の監査役として選任されたものであり、当社との特別な利害関係もなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有していると判断しているため、独立役員として指定するものであります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役報酬は株主総会で承認された報酬額の範囲内で、同業他社、業界水準等を勘案して取締役会で決定しており、現在の取締役の職務並びに人員に照らし、妥当な範囲であると考えております。

ただし、より業績の向上とモチベーション高揚のために、今後は業績連動型報酬制度やストックオプション制度等のインセンティブの付与も検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、有価証券報告書で役員報酬の内容を開示しており、同有価証券報告書は当社のホームページからも縦覧できるシステムを採用しております。

開示内容は下記のとおりです。

役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役を支払った報酬	5名	88,892千円
監査役(社外監査役を除く)を支払った報酬	1名	6,000千円
社外監査役を支払った報酬	2名	3,450千円
計		98,342千円

(注) 上記の金額は、取締役退職慰労金(5,490千円)を含み、使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与含む)は含んでおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は社外取締役、社外監査役を補佐する担当セクションを特に設けておりませんが、社外役員も他の社内役員と同様に重要な会議への出席、事前資料の配布、情報説明の出来る体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会については、取締役5名で構成され、当社の経営方針等の重要事項に関する意思決定を行うとともに、取締役の経営監視を行い職務の執行を監督しております。

その他経営上の意思決定、執行機関としては、中・長期的な視点から利益計画や製品開発、顧客サービス等の企画・立案・検討を目的とする経営企画会議と、各部門の営業実績の報告、進捗状況の点検と調整、問題点の抽出と検討を目的とする予算実績会議を毎月開催し、会社の中・長期的な方向性の検討と情報の共有化を行い業績の向上とリスクの未然防止を図っております。

当社は、会計監査を担当する監査法人として、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を結んでおります。業務を執行した公認会計士の氏名および監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

指定有限責任社員	業務執行社員	公認会計士	野口 昌邦（継続監査年数2年）
指定有限責任社員	業務執行社員	公認会計士	田中 淳一（継続監査年数2年）
監査補助者	公認会計士4名	その他7名	

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会設置会社であり、取締役会と監査役・監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。取締役会では毎回活発な議論が行われています。また、取締役5名のうち1名を社外取締役とすることで、経営に多様な視点を取り入れるとともに、取締役に対する経営監視機能をさらに強化しています。

監査役は弁護士や税理士などの専門的な見地から取締役の職務執行に対する監査を厳正に行っています。さらに監査役の過半数を超える2名を社外監査役とすることで、より独立した立場からの監査を確保し、監査機能の強化を図っています。

これまでの社外監査役2名に加えて、今回、社外取締役1名が新たに選任されたことで、計3名による、さらなるガバナンスの充実を目指しております。

なお、社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する特段の基準又は方針は設定しておりません。

しかし、社外取締役及び社外監査役の選任については、下記の基本的な考え方に基づいて選任しております。

(a) 様々な分野に豊富な知識、経験を有する者から選任し、中立的・客観的な視点から助言を行うことにより、経営の健全性と透明性を確保する。

(b) 選任の本来の目的に適うように、新たな選任においては、その独立性に留意する。

このように当社の現状では、従来からの取締役、監査役制度を一層充実させる事で、コーポレートガバナンスの強化が図れるものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は多くの株主が参加し議決権が円滑に行使できるよう、集中日を避けて定時株主総会開催を心がけております。 定時株主総会開催日：平成27年6月23日

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として年2回、機関投資家・アナリストを対象にした代表取締役による会社説明会を開催。 実施状況：平成26年12月2日、平成27年6月2日	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて次の資料を閲覧できるシステムを採用しております。 ・決算短信・中間決算短信・四半期決算短信・その他適時開示資料 ・新規公開目論見書・有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書 ・会社説明会資料・財務データ・営業報告書	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンス基本方針」、「企業行動基準」を制定し、役員及び使用人は率先垂範して実践しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの目的を「業務の有効性、効率性の確保」「財務報告の信頼性確保」「法規則と内部規定の遵守」「会社資産の保全」であると認識し、不断の見直しによって内部統制の一層の強化、改善を図っております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業としての社会的信頼に応え、当社グループ全体の企業倫理および法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、「コンプライアンス基本方針」及び「企業行動基準」を定める。

当社役員および使用人はこれらを率先垂範して実践する。また、コンプライアンス体制の維持、向上を図るため、研修などを通じて指導教育を実施し、その徹底を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報につき、当社文書管理規程、個人情報保護規定に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

(2) 発生が予想されるリスクの項目について同規程に明示し、各部門責任者が担当業務のリスク管理を行う。

(3) 管理部長は、各リスク所管の部門責任者と協議の上、リスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整える。

(4) リスクが生じた場合、その重要度に応じて社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含むアドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。

(2) 当社の経営方針および経営戦略に係る重要事項については事前に経営企画会議において検討し、その審議を経て意思決定を行うものとする。

(3) 取締役会の決定に基づく職務執行については、組織権限規程に基づく業務分掌、職務権限等の社内規程を整備し、各役職者の権限と責任の明確化を図り、適正、かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は「関係会社管理規程」に基づきグループ会社に対して自主性を尊重しつつ、透明性のある適切な経営管理を行うとともに、内部統制に関する情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

(2) 当社の内部監査室は、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、内部統制の改善策の指導、助言を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。

(2) 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役および使用人は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、監査役に対して当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。

(2) 取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、代表取締役社長と定期的に監査上の重要事項について意見および情報の交換を行う。

(2) 監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる。

(3) 監査役は外部監査人、内部監査室と密接な連携を保ちながら、情報、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社及び当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する、旨の規定を「企業行動基準」に明文化し、ホームページにおいて公表しております。

また、経営者自ら率先垂範すると共に、「企業行動基準」を役員を含む全ての従業員が事業活動の具体的局面において遵守するよう、社内への教育、指導にも努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. その他コーポレートガバナンス体制に関する状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実に向けて管理体制の強化、改善を図っておりますが、より一層の監督機能の強化のためにはさらなる社外取締役の選任、内部監査室の拡充を検討してまいります。

なお、当社は監査役会、会計監査人を設置し、補欠監査人1名を選任するとともに、業務執行取締役等を除く取締役や監査役が会社との間で責任限定契約を締結できるよう定めております。

2. 適時開示に係る社内体制の状況

当社は、投資者に対し適時適切な会社情報の開示を行う為、社内規程として「内部者取引管理規則」を定め、本規則に従い、当社及び当社グループに関する「業務等に関する重要事実」の取扱いをしております。

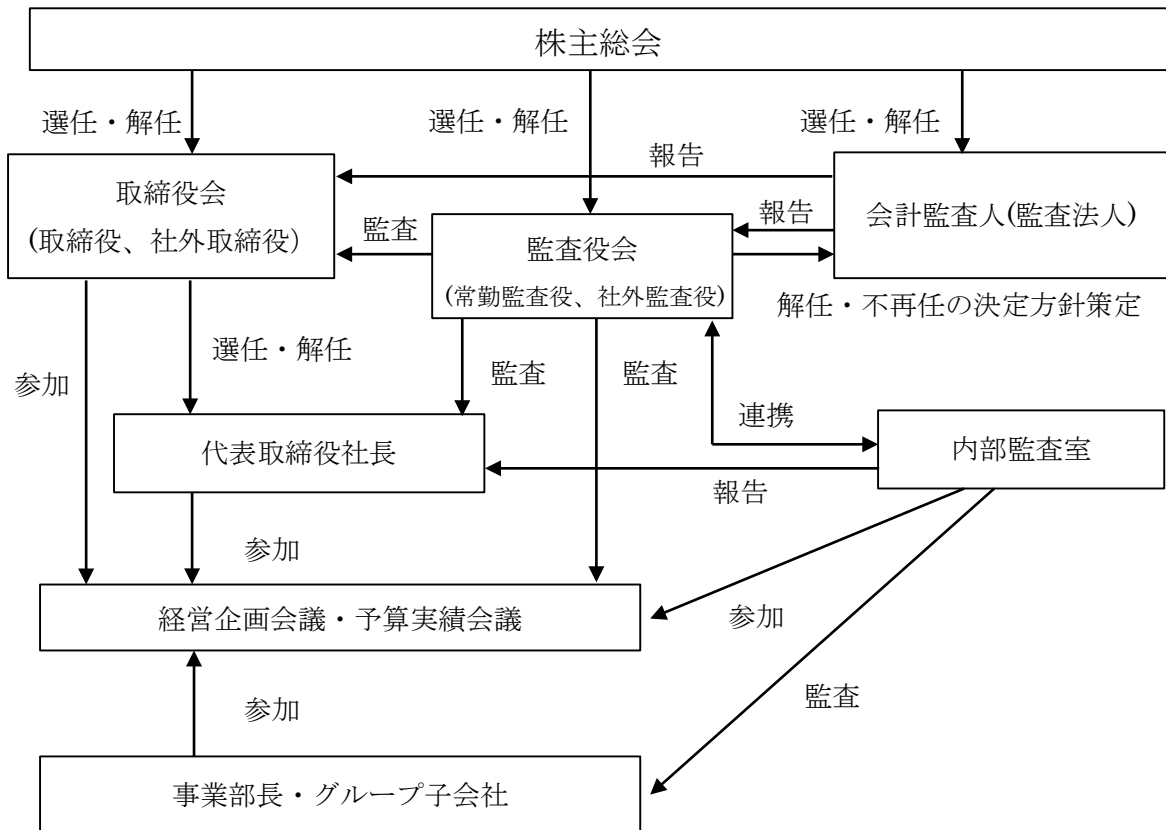
「業務等に関する重要事実」の管理体制は下記のとおりであります。

(1)総務部長は、社長その他必要と認めたものと「業務等に関する重要事実」に該当するか否か協議を行い、該当すると判断された情報についてはこれを一元管理し、外部への漏洩防止の指示を行い、適切な時期及び方法により開示するものとしております。

(2)内部情報の公表ならびに取材対応部署は、総務部としております。

(3)インサイダー取引の防止等につきましては、「内部者取引管理規則」に自社株等の売買に関する規定を設け、その防止を図っております。また、社内ホームページや社内研修等を通じ、インサイダー取引に関する周知に努めております。

コーポレートガバナンス体制（模式図）



適時開示体制（模式図）

